

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和3年5月10日

堺市議会議長 宮本 恵子 様

議員氏名 札幌 泰司



堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和2年度政務活動費について次のとおり報告します。

収 入 (単位 円)

収 入 の 種 類	決 算 額	算 出 基 礎 等
1 政務活動費	3,240,000	@270,000円×12カ月=3,240,000円
2 その他	0	自己資金
収 入 合 計	3,240,000	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調査研究費	295,987	295,987	
研修費	0	0	
要請・陳情活動費	0	0	
会議費	0	0	
資料作成費	0	0	
資料購入費	0	0	
広報・広聴費	940,635	940,635	
人件費	0	0	
事務・事務所費	920,231	920,231	
支 出 合 計	2,156,853	2,156,853	

令和2年度

事業実施報告書

大阪維新の会 堺市議会議員団
 会派の名称・議員氏名 札場 泰司

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
[調査研究費]	4月～3月	政策情報（政策リサーチ） 政策情報（時事通信社）
[広報・広聴費]	7月・1月・3月	市政報告チラシを作製し、ポスティングや駅頭等で配布した。
[事務・事務所費]	4月～3月	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの相談等や意見の聴取等に対応する為、市政事務所・政務活動専用電話・政務活動専用の携帯電話を用意した。 ・事務作業用にノート型パソコンを購入した。

会 計 帳 簿

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 札場 泰司

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2020/6/10	1		16,500	626,005	時事通信7月、8月、9月分 支払い	①	
2020/6/10	2		1,710	624,295	ガソリン代 支払い	①	
2020/6/10	3		7,926	616,369	携帯電話代 支払い	⑨	
2020/6/10	4		4,560	611,809	事務所電話代 支払い	⑨	
2020/6/24	5		52,352	559,457	事務所賃料・駐車場賃料7月分 支払い	⑨	
2020/6/24	6		16,720	542,737	政策リサーチ7月分 支払い	①	
月 計		0	99,768	-99,768			
累 計		810,000	267,263	542,737			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 札幌 泰司

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2020/7/6	1		274,767	267,970	チラシ印刷・ポスティング代 支払い	⑦	
2020/7/10		810,000	0	1,077,970	政務活動費7月分、8月分、9月分 受入れ		
2020/7/10	2		7,916	1,070,054	携帯電話代 支払い	⑨	
2020/7/10	3		4,058	1,065,996	事務所電話代 支払い	⑨	
2020/7/10	4		2,003	1,063,993	ガソリン代 支払い	①	
2020/7/29	5		52,352	1,011,641	事務所賃料、駐車場賃料8月分 支払い	⑨	
2020/7/29	6		16,720	994,921	政策リサーチ8月分 支払い	①	
月 計		810,000	357,816	452,184			
累 計		1,620,000	625,079	994,921			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 札幌 泰司

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2020/9/10	1		16,500	894,710	時事通信10月から12月分 支払い	①	
2020/9/10	2		3,969	890,741	ガソリン代 支払い	①	
2020/9/10	3		7,906	882,835	携帯電話代 支払い	⑨	
2020/9/10	4		5,352	877,483	事務所電話代 支払い	⑨	
2020/9/24	5		16,720	860,763	政策リサーチ10月分 支払い	①	
2020/9/24	6		52,352	808,411	事務所賃料、駐車場賃料10月分 支払い	⑨	
月 計		0	102,799	-102,799			
累 計		1,620,000	811,589	808,411			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

様式第13号 (第6条関係)

備 品 台 帳

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団 札幌 泰司

購入年月日	品 名	形質	購入金額 (税込)	政務活動費 充当額	耐用 年数	償却完了 年月日	処分年月日・事由
2020.11.10	MacBook Pro		148,280 円	118,624 円 (按分率 80%)	5 年	2025.11.10	
				(按分率 %)	年		
				(按分率 %)	年		
				(按分率 %)	年		
				(按分率 %)	年		

備考1 1品目100,000円以上300,000円未満の備品について記入すること。

2 購入年月日、償却完了年月日又は処分年月日の属する月は、使用していたものとみなす。

事務所（使用）状況報告書

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名

札幌 泰司

管理責任者 (議員名)	札幌 泰司		
事務所名	ふだば泰司事務所		
所在地	〒593-8324 堺市西区鳳東町5丁440-1 2階 TEL 072(271)9580		
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 (賃貸借契約先 XXXXXXXXXX) 他用途との兼用 <input type="checkbox"/> 有 ⇒ <input checked="" type="checkbox"/> 無		
延べ面積	24.5㎡	賃借料	月額 55,000円 (政務活動費充当額 44,000円)
政務活動事務所 として使用する 割合	80%	(次のいずれかの説明方法を選択) <input checked="" type="checkbox"/> 使用面積による 使用面積 20㎡/延べ面積(㎡) <input type="checkbox"/> 使用時間による 月 時間のうち 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	<input type="checkbox"/> 電気代・・・ % <input type="checkbox"/> 水道代・・・ % <input type="checkbox"/> ガス代・・・ % <input checked="" type="checkbox"/> 固定電話代・・・ 80% <input type="checkbox"/> その他 ()・・・ %	
	駐車場 賃借料	80%	月額 10,000円 (政務活動費充当額 8,000円) 【所在地】堺市西区鳳東町5丁440-1
所有区分	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考	他用途との兼用は無いが、政務活動以外の活動にかかる物品を保管している為、面積按分している。		

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 札幌 泰司 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	山内貸事務所 (2階部分)		
	所 在 地	(住居表示)	市西區東町5丁440番地1	
		(登記簿)	市西區東町5丁440番地1と439番地	
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他() /瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他()/ (2)階建/全()戸		
	種 類	事務所	新築年月	平成22年4月
面 積	2階 約24.5 m ²			
附 属 施 設				
備 考 現状のままの賃貸借とする。				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

借主本人の市議事務所として使用。

頭書(3) 契約期間

平成29年4月27日 から 平成31年4月26日まで (2年間) 但し、家賃の発生は借主の使用開始準備期間を考慮し、来る7月1日からとする。	
目的物件の引渡し時期	平成29年4月27日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 50,000円 (消費税4,000円)	管理・共益費	無し	
礼 金	XXXXXXXXXX 円	電気・上下水道使用料はメーター計測により別途支払いとする。		
その他の条件		ガスの引込みはありません。必要時は借主において電気器具・プロパンガス器具等の設置を行うこと。		
貸与する鍵	鍵 No.			
	本 数	本	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで		
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	近畿大阪銀行 支店 XXXXXXXXXX		
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先		
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名		

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	[REDACTED]
	(自宅)TEL	[REDACTED]
	(勤務先)TEL	(会社名・部署名) [REDACTED]
	(携帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理者

貸主	氏名	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]

管理者	[REDACTED]
所在地	堺市西区鳳東町5丁440番地1 TEL [REDACTED]

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法	連帯保証人	氏名	[REDACTED]
		住所	[REDACTED]

頭書(8) 更新に関する事項

貸主及び借主双方異議が無ければ本契約は更新することができます(貸主の更新拒絶に正当事由があるときは更新できません。)

頭書(9) 特約事項

- ・本物件は現状有姿のままの賃貸借とする。
- ・借主は市議事務所として使用するに必要な内外装及び一切の設備の改修・新設は借主の負担において行うものとする。また原則、建物の主要構造部(屋根・梁・壁・柱・床・階段等)の変更は行わないものとするが、飾壁の撤去及びその他の壁・床・階段の表面内装をリフォームしようとする時は貸主の承諾を得て行うこととする。
- ・借主の都合により市議事務所以外の用途事業を併設しようとする際は、向かい側に存する本件仲介者店舗(不動産賃貸仲介業)と同じ事業は、道義上行わないことを約するものとする。
- ・本建物にはガスの引込みが無いので必要な時は借主において電気器具・プロパンガス器具の設置等を行うこととする。
- ・本契約条項と本特約条項が重複する場合は特約条項を優先する。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年4月27日

甲・貸主	氏名	[Redacted]	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		
乙・借主	氏名	札幌泰司	TEL	[Redacted]
	住所	堺市		[Redacted]
連帯保証人	氏名	[Redacted]	TEL	[Redacted]
	住所	堺市		[Redacted]

		A	B	
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	堺市西区鳳東町4丁325 072-272-1532	主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称	PAPASビルマネジメント	商号又は名称	
	代表者の氏名	中野 清隆	代表者の氏名	
	免許証番号	大阪府知事(9)第2690号	免許証番号	大臣 知事()第 号
	免許年月日	平成28年11月21日	免許年月日	平成 年 月 日
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名	中野 清隆	氏 名	
	登録番号	(大阪) 第 [Redacted] 号	登録番号	() 第 号
	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	PAPASビルマネジメント 堺市西区鳳東町4丁325 072-272-1532	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の使用用途に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする

(共益費)

第4条 共益費の設定は行いません。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・プロパンガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金及び保証金)

第6条(A) 礼金以外に敷金及び保証金の設定は無いものとする。

(礼金)

第6条(B) 乙は甲に対し、この契約の締結時に頭書(4)に記載する礼金を甲に支払うものとする。

2 礼金はこの契約が終了し、乙が目的物件の明渡し、その他この契約による乙の債務の履行を完了しても甲は一切この礼金の返還はしないものとする。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、頭書(2)の使用内容を変更してはならない。

- 一 本物件を頭書(2)記載の使用用途以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)から第10条までの規定に違反したとき
 - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項及び特約に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別精算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

第13条 乙は、甲に対して2ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から2ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して2ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第14条 乙は、明渡し日を2ヶ月前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第12条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
 - 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。
 - 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
 - 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件を引渡し当初の原状に復する義務を負わない。但し、自然損耗以外の乙の使用上の過失等による重大な損傷がある時は、乙はその損傷部を修復し甲の承認を得て退去するものとする。
 - 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

- 第15条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
 - 3 本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
 - 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第16条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理者の変更

(乙の通知義務)

第17条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、使用目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散

(延滞損害金)

第18条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日当たり)5%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第19条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭書(7)で「連帯保証人」は、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする
- 二 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第17条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
- 三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

(契約の消滅)

第20条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(免責)

第21条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第22条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第23条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第24条 特約事項については、頭書(9)記載のとおりとする。尚、本件賃貸借契約において契約書各条項と特約条項の定めが重複する場合は特約条項の定めを優先するものとする。

駐車場賃貸借契約に係る覚書

賃貸人 [REDACTED] を甲とし、賃借人 ふだば泰司事務所 を乙として平成 29 年 6 月 17 日に締結された駐車場賃貸借契約書について、下記の通り条文を修正する事とし、その証として本書2通を作成し、甲・乙各1通を所持するものとする。

*原契約

(所在地) 堺市西区鳳東町5丁440-1

(名称) 山内駐車場 [REDACTED] 号

(車種) 普通車

(賃料) 10,000円/月

※第17条

「乙は本契約を更新する際に期間満了の1ヵ月前までに甲に使用継続の通知をするものとし、万一通知を怠った場合で何ら連絡の無い時は本契約は解除したものと、以後の使用を停止されても一切異議を申し立てないものとする。」

↓(修正)

「本契約の期間満了の1ヵ月前までに、甲・乙から何らの意思表示がないときは、本契約は更に1年間同一条件をもって更新されるものとする。」

平成30年 5月 / 日

貸主(甲)住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

TEL [REDACTED]

借主(乙)住所 堺市 [REDACTED]

氏名 札幌泰司 [REDACTED]

TEL [REDACTED]

政策リサーチ利用個別覚書

札幌 泰司（以下、甲という）と株式会社トーショー（以下、乙という）とは、甲乙間の平成30年11月13日付政策リサーチ申込書（以下、申込書という）に基づき、次のとおり個別覚書（以下、本覚書という）を締結する。

本覚書に定めた以外は、政策リサーチ利用規約によるものとする。

第1条（料金）

甲は乙に対し、下記のシステム利用料金等を、下記口座に振り込んで支払うものとする。但し、振込手数料は甲の負担とする。

記

- | | | |
|---------------|---|---------------|
| (1) 初期登録費用 | 金 | 15,000円（消費税別） |
| (2) 月額システム利用料 | 金 | 15,000円（消費税別） |

振込口座 三菱東京UFJ銀行 室町支店
普通預金 [REDACTED]
名 義 株式会社トーショー

第2条（支払方法）

甲は乙に対し、平成29年12月末日限りの支払いにより前条の利用料金の支払を開始するものとする。

2. 甲の初回の支払は、初期登録費用と利用開始月分（12月利用分）及び翌月分（2019年1月利用分）の月額情報利用料を合わせて支払うものとする。
3. 以降の月額システム利用料の支払は、利用月の前月末日までに支払うものとする。但し、利用月の前月末日が金融機関の休業日にあたる場合は前営業日までとする。

第3条（利用期間）

政策リサーチの契約期間は、次のとおりとする。

2018年12月1日より2019年11月30日

第4条（更新及び解約）

甲から乙に対し、利用期間満了日より3か月前までに書面による解約の申出が無い場合は、1年間の自動更新を行うものとする。

以上のとおり、覚書を締結したので、その証として本書2通を作成し、甲乙各1通保有するものとする。

平成30年 11 月 13 日

(甲)

堺市西区鳳東町5丁440-1

礼場泰司 

(乙) 株式会社 トーショー
東京都中央区銀座5-9-8
クロス銀座ビル7階
代表取締役社長 小出陽平 